

成田市教育委員会会議事録

平成29年2月成田市教育委員会会議定例会

期 日 平成29年2月15日 開会：午後2時00分 閉会：午後4時35分

会 場 成田市役所5階503会議室

教育長及び出席委員

教 育 長	関 川 義 雄
委 員 (教育長職務代理者)	小 川 新太郎
委 員	高 木 久美子
委 員	福 田 理 絵
委 員	佐 藤 勲

出席職員

教育総務部長	伊 藤 和 信
生涯学習部長	秋 山 雅 和
教育総務課長	鬼 澤 正 春
学校施設課長	篠 塚 正 人
学務課長	江 邨 一 男
教育指導課長	中 條 専 一
学校給食センター所長	後 藤 文 郎
生涯学習課長	田 中 美 季
生涯スポーツ課長	大 矢 知 良
公民館長	神 崎 良 浩
図書館主幹	小 野 恵 司
生涯スポーツ課主幹	出 山 耕 一
教育総務課課長補佐 (書記)	鈴 木 浩 和

傍聴人：0人

1. 教育長開会宣言

2. 署名委員の指名 福田理絵委員、佐藤勲委員

3. 前回議事録の承認

4. 教育長報告

主催事業等

○2月 1日 平成28年度社会教育委員・公民館運営審議会委員・図書館協議会委員・視聴覚ライブラリー運営委員会委員合同視察研修について

生涯学習部所管の4委員会の合同視察研修を行った。視察場所は、東京都江東区の東京スポーツ文化館と、船橋市の西図書館の2施設である。東京スポーツ文化館は、江東区夢の島公園内にあるスポーツ文化施設で、昭和51年に開館した都立夢の島総合体育館を改修し、平成16年3月に、当初からあった施設に加え、文化・学習・宿泊などを備えた東京スポーツ文化館としてリニューアルオープンしたものの。この施設は、大林組・コナミスポーツ・グリーンハウスなどの共同事業体である、PFI区部ユース・プラザ株式会社が管理運営を行い、施設業務をコナミスポーツ&ライフに委託して業務を行っている。施設的には、観客席589席、バスケットボールコート2面程度のメインアリーナ、その半分程度の大きさのサブアリーナ、人工芝のフットサルコート3面、2020年の東京オリンピックで使用予定のアーチェリーフィールド、そして室内温水プールなどに加え、様々な用途に使えるマルチスタジオが3室、フィットネスジムやスタジオ、スポーツサウナとバスといったものである。また、文化学習ゾーンとして、ミュージックスタジオや研修室、70席程度のマルチルーム等があり、宿泊ゾーンやパブリックゾーンには、宿泊ルームやレストラン、キッズルームなども備えた多用途な施設となっている。昨年は1年間で72万人の利用客があったというから、驚きである。公設民営の施設は他にも多々あるが、これだけの利用が見込める施設はそう多くはないだろう。施設は年4日ほど休館するが、あとは休みなし。宿泊施設は東京ディズニーランドに近いせいもあり、利用者が多く、年中無休ということだった。利用効率を上げるのは施設の整備状況にもよるが、都心、湾岸に立地し、交通アクセスがよく、単にスポーツを楽しむだけでなく、観光も兼ねて利用できるなど、条件がそろっていることが挙げられるだろう。それにしても、どの施設も用途によって利用者を限定したりせず、求めに応じ、様々な用途で使ってもらおうといった、基本

的な考え方は、利用率を上げるうえで大事なことであり、学ぶべき点であると感じた。

船橋西図書館は、昭和46年、西船4丁目に開館した図書館だったが、東日本大震災で被災し、改修か、新設か検討した結果、現在の西船橋駅近く、西船1丁目に新たな西図書館として新築することになった。リニューアルオープンは昨年10月。延べ床面積3,000平方メートル、地上3階・地下1階の建物で、蔵書数374,256冊、230席の閲覧席を備えた最新の図書館である。この図書館の大きな特色は、開館当初から収集していた古文書や絵図など貴重な資料を保管していること。また、小規模だがそれらを展示できるギャラリーを備えていることなど。西船駅から徒歩数分と、恵まれた立地から、利用しやすく、市民にとっては大変ありがたい施設ではないだろうか。今回は、この図書館の貴重な資料をどのように保存や展示を行っているのか、そういった観点で見学させていただいたが、使いやすさが目に見えて感じられ、うらやましく思えた。なお、船橋市では、今年4月から、他の図書館は指定管理とし、この図書館を中心館として、直営で運営を行っていくとのことだった。

○2月 7日 平成28年度第2回学区審議会について

学区審議会については、この後、学務課長より報告させていただくので、私からは、簡単に触れておきたい。主な議題として、この4月から下総みどり学園が正式に義務教育学校となることによって生じる、就学に関する内規について変更を行ったものである。詳細について、また、ご質問等は学務課長の報告の際にお願いしたい。

○2月 8日 第9回校長会議について

この日の会議では、教育指導課や学務課から、たくさんの連絡事項等があり、学校に求めるものの多さ、学校の教育力への期待の大きさ、学校運営にかかる多忙さが象徴的な内容となった。加えて、消防の方から、心肺蘇生法教育の導入について依頼があった。小学校高学年の頃から心肺蘇生について興味関心を持たせ、AEDの利用ができるように教育していくというねらいがあり、県の条例にも努力義務として定められたことによる。現在も中学校では保健体育の授業の一環として心肺蘇生法について学んでいるが、普通救命講習3時間という、いわゆる普通救命講習を受けたと認定する時間までは実施していない。今度はそれをきっちり3時間やるという。大事な教育であることはもちろん理解するところではあるが、今の子どもたちには、私たちの頃とは全く比較にならないほどの多種多様な教育が施されている。限られた時間内で学ぶべき内容が増えれば増えるほど、中身は薄くなりほしくないか。では、授業時間をもっと増やせばそれで問題は解決するのだろうか。時間が増えればもっと学校教育に寄せる期待や要求は増え、さらに厳しい教育環境になっていくのではないか。指導内容の充実を図ったり、指導項目を増やすのなら、指導する者の資質を改善し、指導者を増員したり、指導環境を改善した

りしなければ、学校の多忙化はますます進んでしまう。教育委員会としてこうした現実をどうとらえ、今後どう対応していくか、厳しい状況に立たされていると感じた。

○2月10日 成田市文化振興マスタープラン策定委員会について

このことについては、本日の会議において、報告事項の一つとして、担当課長から報告があるので、詳細はその時に申し上げるので、ここでは省略し、私からは感想を述べるに留めたい。まず、反省すべき点だが、第1回の会議を開始してからすでに3年近く経過しており、この間何をしていたのかと問われれば、返答に困るとというのが正直な感想である。実際は、この間に市の総合計画が策定され、この計画との整合性を図る必要があったり、文化芸術センターが開館し、職員がもっぱらこの新しい業務に専念しなければならない状況が生じたりと、職員のマンパワーが不足してしまっていたことは否めない。ただ、外部の方々に策定委員会のメンバーとなっていたので、もっと迅速な対応が必要だったと考えている。

その他

○1月28日 総合型地域スポーツクラブ「エンジョイ中台」会員交流イベントについて

成田市で初めての統合型スポーツクラブがまもなくスタートする。この日のイベントは、これまでプレ・イベントに参加されていた方々を集め、会員相互の交流を主たるねらいとして実施された。うなバレーや、卓球、輪投げ、ダーツ、バウンドテニス、ユニカールなど、年齢を問わず気軽にスポーツを楽しめる種目をそろえ、自由に体験していただいたが、やはり、参加者が少ないことと、特定のクラブ以外は、高齢者の方が多く、もっと幅広い市民の方々に参加していただきたいと願う担当者には、厳しい現実を突きつけられたように感じる。各種目を担当する方々には無理を言って協力していただいている。クラブ発足後はどうやってこれを周知し、参加を呼び掛けていくか、クラブを運営する方とも連携を密にして市民に強くアピールしていくほかない。

○2月 2日 大栄地区小中一貫教育準備委員会について

このことについても、この後の報告事項の一つになっているので、感想を述べたい。まず、重要課題であった、一貫教育校の校名が準備委員会として一つに決められたこと、新しい学校の開校年度を、目標として明確に示したこと。制服の問題や、学年区分の有り方などについても、その方針を示したことは、大きな進展だったと思っている。詳細は担当課からの報告にあるが、重要な事項が盛りだくさんにあるので、委員の皆様からも、報告事項の中で質問や忌憚のないご意見等を伺いたい。

○2月 3日 印旛地区教育委員会連絡協議会教育功労者表彰式・第4回定例常任委員会について

印教連の教育功労者表彰を受賞することになった30名の方々が印旛教育会館に集まり、小川会長から表彰状を受け取った。受賞者については、校長職が元校長を含め、27名、教諭が2名、養護教諭が1名だった。この内、教諭1名が51歳、元校長が59歳の他は、全員が60歳だった。表彰式の後行われた常任委員会では、このことにも触れ、協議したが、各市町の教育長にも考え方の差がみられ、統一した方向性を見出すのは難しいと思った。しかし、この表彰の意義を改めて考え直す必要は、誰しも感じているところなので、今後の改善に力を尽くしたい。なお、常任委員会では、来年度の予定などを協議したが、新年度の定期総会は4月25日午後3時30分から、成田市役所で開催予定である。この総会まで成田市が印教連の事務局を務め、これ以後、佐倉市に事務局が移る予定である。担当の学務課には大変ご面倒をおかけした。感謝している。

○2月 9日 任期付職員採用試験（面接）について

任期付職員とは、いわゆる産休や育休を取っている職員の代替等で勤務していただく職員のことである。期限を最大3年間として配置する職員のことである。期限付き以外は通常の職員と全く同じ内容、待遇の職員である。今回は、一般職の他、保育士や看護師、歯科衛生士等も含まれ、市職員が各職種で産休や育休を取っている様子が伺える。今年度末は多くの部長級職員が定年退職を迎えるなど、大きな世代交代期を迎えている。若い人たち、経験の浅い人達が力をつけ、自信を持って職務に当たれるよう、先輩職員も範を示して頑張ってもらいたいと思っている。

○2月12日 第29回青少年交流綱引き大会について

今年は、小学校全25校から、何と95チームがエントリーし、およそ1,500人の児童が参加する大きな大会となった。大会を運営する青少年相談員の方々も総動員して、審判をはじめ、駐車場案内から、受付や進行、接待など、実に多くの場面で大会に関わって下さり、スムーズな運営に尽力していただいた。大会の焦点は、何と言っても、公津小のチームが大会4連覇できるかどうか集まっていた。予選リーグは圧倒的な力で勝ち上がり、決勝の相手は前回大会と同じ、下総みどり学園のチーム。「今度こそは」、の意気に燃え、強い思いで勝ち進んできた、このチームは、誰が見ても、子どもたちと応援団の心が一つになっていると感じられるほどで、大会にかける熱意が感じられた。決勝トーナメントまでは、選手全員がマスクをかけたまま参加し、決勝トーナメントが始まるとそのマスクを外し、さらに勢いを増した力で決勝に進んできた。実は、決勝トーナメントが始まる前、下総みどり学園の子どもたちが、自分たちだけで、体育館ロビーの空いた場所で基本練習を繰り返しているのを見たが、そのひたむきさ、真剣なまなざしに心を打たれた。この大会に向けてどれだけの思いで練習してきたのか、感じられる場面であった。そして決勝では、その力を余すところなく発揮し、あれほどすごい

勢いで決勝まで難なく勝ち進んできた公津小チームを圧倒しての優勝だった。勝ったチームも、負けたチームも、監督やマネージャーの方も、皆涙し、感動の瞬間だった。大会がエスカレーターし、市民運動会の代わりの大会のような印象で語る方もいるが、特に運動能力が優れていなくても、一つにまとめれば、これだけの力になるという証が綱引き大会だと、改めて感じた。学校が力を入れすぎることには批判する者もいるが、この大会をご覧になった方々はどう感じただろうか。リーグ戦で敗退し、決勝トーナメントに進めなかったチームの子どもたちは、決勝で泣く子どもたちや先生の姿をどうとらえただろうか。私は、ここには、学校の中の教育では味わえない豊かな学びがあるように思えたが、委員の皆様はいかがだろうか。

○2月14日 係長昇任試験（面接）について

一定の条件を満たした職員が、近い将来の係長候補として、適切な人材であるか否かを判断するための面接試験があり、教育総務部長とともに面接官として参加した。それぞれ、市役所での勤務経験は異なるが、年齢は、ほぼ30代半ばの職員ばかりである。これからの成田市を背負っていく将来を期待される方たちが、これまでどのような経験を積み、どのように成長してきたのか、面接を通して感じさせていただいた。合格した方は、これからますます研鑽をつみ、良きリーダーになってほしいと願う。また、残念ながら不合格となった方には、その結果を真摯に受け止め、謙虚な姿勢で日常業務に取り組んでいただきたい。

以上、報告とさせていただきます。

《教育長報告に対する意見・質疑》

佐藤委員：教育長報告への質問ではありませんが、本日午前中、津富浦小学校で開催された学校ボランティアに感謝する会に出席してまいりました。津富浦小学校も若い先生が増えて、だいぶ落ち着いた雰囲気になってきたと感じましたし、会もまとまってよかったと思いました。今回、初めて一緒に給食を食べさせていただいたのですが、今日の献立は親子丼で、味は悪くありませんでしたが、冷たくなっていました。子どもたちはきちんと食べていましたが、冷たくなってもおいしく食べられる献立の工夫ができないものかと感じました。私は、地域の社会福祉協議会代表として出席させていただきましたが、読み聞かせボランティアの方々が5名ほどお見えになっていました。お話を伺うと、今年は学校行事が多いせいか、読み聞かせの機会が少なかったということでした。ボランティアの皆さんとしては、もっと協力できる余力があるにも関わらず、受け入れる学校の方が行事に追われて、折角のボランティアの力を活かされ

ていないのではないかと思います。

また、昨年10月に行われた千葉県市町村教育委員会連絡協議会の教育長・教育委員研修の記録をいただきましたが、分科会での私の発言内容がだいぶ端折られて記載され、微妙にニュアンスも違っておりました。こうした記録は、公にするのであれば、成田市教育委員会会議議事録の作成時のように、発言者の確認を取っていただきたいという感想をもちました。

小川委員：2月3日の印旛地区教育委員会連絡協議会の功労者表彰に出席いたしました。教育長報告にもありましたが、現状は退職校長のための表彰式という感があり、果たしてこれでいいのかと思います。私としては、若い教職員を育てる機会にしていればと常々申し上げているところです。各教育長の考え方の違いもあり、現状を変えるのはなかなか難しいようですが、これを乗り越えて、印教連としては、この功労者表彰が印旛の教育においてもっと若い世代の活躍を促すことができるような意味合いを持たせていただきたいと思います。来年度は事務局が佐倉市教育委員会に移るようですが、このことについては是非検討していただきたいと思います。

5. 議 事

(1) 議 案

議案第1号から議案第4号については、成田市教育委員会会議規則第20条第1項の規定により非公開により審議する。

《これより非公開》

議案第1号 「平成28年度3月補正予算要求書（教育費関係予算）の提出について」

鬼澤教育総務課長：

議案第1号につきましては、成田市議会3月定例会に提出する補正予算案となります。教育委員会会議の議決をいただきまして、市長に申し入れるものでございます。3月補正予算については、学校施設課、学校給食センター、生涯スポーツ課の3課から提出されております。資料1、2ページは、歳入予算の補正額の一覧となります。今回は、国の平成28年度補正予算

を受けて計画した、豊住小学校をはじめとする学校施設の改修事業等に係る国庫支出金、諸収入、市債の増額補正が中心となっております。また、これまでに何度かご報告しておりますが、美郷台小学校学校給食共同調理場増築工事につきましては、工事着手の目途が立たないことから、平成28年度、29年度で設定しておりました、継続費を全額減額することに伴う、国庫支出金、市債の減額補正がございます。資料3ページが、歳出予算の一覧となります。歳出予算の一覧については、学校施設課の事業によるものがほとんどですが、大栄地区小中一体型校舎建設事業以外は、国の平成28年度補正予算を受けて計画した小中学校各施設の改修事業等に伴うものです。

これらの事業は、いずれも3月補正予算成立後の対応となり、年度内に事業を行うことが困難であることから、繰越明許費を設定いたします。また、この一覧には記載がありませんが、生涯スポーツ課におきましても、中台運動公園陸上競技場観覧席等改修工事について、本年度中に完了させることが困難となったことから、繰越明許費を設定いたします。

各事業の詳細につきましては、5ページ以降の資料により、担当課長からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

篠塚学校施設課長：

学校施設課で所掌いたします5ページから9ページまでの小学校施設維持整備事業ほか6事業についてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。まず、小学校施設維持整備事業ですが、前倒し分の補正予算額として2,805万円の増額でございます。事業の概要ですが、遠山小学校ほか8校のトイレ洋式化改修事業について、工事の入札不調が3校、設計委託業者の責めに帰すべき理由により業務の履行が不能となった6校の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、美郷台小学校の天井等耐震対策事業ですが、校舎の図書室及び1階、2階のワークスペースなどの工事について、本年度の実施を計画しておりましたが、工事による学習環境への影響に配慮し、3か年で行う計画に変更したことから、来年度の工事分のみを繰越明許費として設定するものでございます。

次に、小学校防火シャッター改修事業ですが、施設の安全性確保のため、来年度に計画していた向台小学校ほか3校の当該工事について、国の補正予算に対応するため前倒しを行うものですが、本年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、6ページの小学校大規模改造事業ですが、補正予算額として5億5,415万2千円

の増額でございます。昭和52年に建築してから39年が経過した豊住小学校について、教育環境の改善及び建物の耐久性の確保を図るため、来年度に計画していた大規模改造事業について、国の補正予算に対応するため前倒しを行うものですが、本年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、下段の小学校バリアフリー整備事業ですが、補正予算として900万5千円の増額でございます。障がいのある児童の学習環境の改善や、地域コミュニティーの拠点としてのバリアフリー化を推進するため、平成小学校の体育館に多目的トイレを設置するものでございます。本事業につきましても、国の補正予算に対応するために前倒しを行い、併せて繰越明許費を設定するものでございます。

次に、7ページの小学校太陽光発電導入事業ですが、補正予算として3,682万8千円の増額でございます。豊住小学校において、大規模改造事業に併せて太陽光発電設備を設置するものですが、本事業につきましても、国の補正予算に対応するため前倒しを行い、併せて繰越明許費を設定するものでございます。

次に、下段の大栄地区小中一体型校舎建設事業ですが、補正予算として3,000万円の減額でございます。本年度に予定していた準備工としての工事範囲を見直したことなどにより減額となったものでございます。また、実施設計業務において関係機関との協議に時間を要したため、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に、8ページの中学校施設維持整備事業ですが、補正予算として1億6,860万円の増額でございます。玉造中学校屋根防水及び外壁改修事業、成田中学校ほか3校の中学校トイレ洋式化改修事業及び、成田中学校ほか2校の防火シャッター改修事業につきましても、国の補正予算に対応するため前倒しを行い、併せて繰越明許費を設定するものでございます。

次に、9ページの中学校バリアフリー整備事業ですが、補正予算として5,631万円の増額でございます。平成30年度に7年生に進級する生徒に対応するため、現在の下総中学校校舎にエレベーターを設置するものですが、本事業につきましても国の補正予算に対応するため前倒しを行い、併せて繰越明許費を設定するものでございます。

なお、下総中学校校舎の多目的トイレの設置につきましては1月の当初予算議案の中で計上しており、ご承認をいただいております。

後藤学校給食センター所長：

学校給食センターからは、美郷台小学校の共同調理場の予算を取下げることについてのご説明をさせていただきます。10ページをお開きください。

美郷台小における共同調理場建設については、平成28年度と平成29年度の継続費として工事費と監理委託料等を予算に計上しておりましたが、今回、工期的に平成29年度での工事着工が難しい状況になりましたので、継続費の工事費等を一度取下げるものです。それに伴い、補助金や起債の歳入についても取り下げることとなります。補正額としては、平成28年度は1億6,130万6千円の減額、平成29年度は7億9,884万7千円の減額となります。

美郷台小学校の共同調理場については、施設の設計委託費を昨年度に計上しておりました。しかし、県との建築許可の協議が整わず、施設の基本設計まで作業を進めた状態で設計を中断し、設計費は今年度に明許繰越しておりました。県との協議については、当初、建築基準法第48条ただし書きの建築許可を取得する方法で協議を進めてまいりましたが、県より、市が用途地域を見直したり地区計画を定めるなどの都市計画上の手続きを行うことにより、美郷台小学校に共同調理場を建設するための建築許可自体を不要とすることが可能ではないかとの提案がありました。そのため、現在、都市計画課等の協力により、関係部局と協議を進めているところです。このような状況であることから、時間が必要な実施設計部分については実施していません。

実施設計については、実質工期で7か月必要と考えておりますので、設計委託の発注期間等を考えますと、平成29年度中に工事を発注することが不可能な状況になっており、工事費等の予算については、一度取り下げを行うものです。なお、今後については、施設建設の見通しが立った段階で、改めて、設計委託費を補正予算として計上することから始めたいと考えております。

大矢生涯スポーツ課長：

運動公園等整備事業のうち、「中台運動公園陸上競技場観客席等改修工事」において観客席の防水機能の低下や給排水管の腐食などにより、改修工事を予定しておりましたが、2度に渡る入札の不調により、年度内に事業を終了することが困難なため、平成29年度に1億5,700万円を繰越しようとするものです。

《議案第1号に対する質疑》

佐藤委員：小学校のトイレ洋式化改修事業につきまして、途中であるとのこと説明でしたが、全部の学校が途中なのか、終わっている学校もあるのか、教えていただきたいと思えます。

篠塚学校施設課長：小学校25校に対しまして、9校の改修が完了していないという状況です。

本年度で申し上げますと大規模改造事業で実施しております新山小学校や昨年度から繰り越しました玉造小学校は改修済みですが、本年度予定の9校につきましては、設計までは完了していながらも工事の入札不調になった学校と、設計受託者の責めに帰すべき理由により業務履行不能となり、設計が途中となった学校があります。設計途中となった学校につきましても、再度入札を行い、本年度中に設計までは完了する予定で進めております。いずれにつきましても、市議会において予算の繰越明許が認められた後には、速やかに入札を執行し工事に着手したいと考えております。

福田委員：運動公園等整備事業ですが、工事内容にトイレの洋式化とありますが、スタンド下のトイレもその対象となっているのでしょうか。また、そのトイレの手洗い台には液体石鹸入れがついていないので、今回の改修工事の中で対応していただけないでしょうか。

大矢生涯スポーツ課長：工事対象個所のうち、約90%のトイレについて洋式化へ改修する予定です。液体石鹸入れにつきましては、設置する予定です。

小川委員：まず、説明の中で度々使われております繰越明許費とはどのようなものですか。

また、小学校トイレ洋式化改修事業において工事の入札不調とありますが、これはどういう理由で不調になったのでしょうか。

次に、太陽光発電導入事業についてですが、最近では民間の営業活動もめっきり減ってまいりました。採算が合わないことがわかってきたのではないかとも思われます。公共施設の場合には、また違った考え方があると思いますが、実際のところ投資コストと売電収入、耐用年数等を考慮した中で、採算はとれるのでしょうか。

最後に美郷台小学校学校給食共同調理場増築事業ですが、今後の見通しはどのようにか。

篠塚学校施設課長：繰越明許費とは、工事費で申し上げますと、これから発注しても年度内に完了しませんので、年度内に支出が終らないと見込まれるものをあらかじめ議会の議決を得て、翌年度に繰越して支出できるようにするものです。

また、トイレ洋式化改修工事の入札不調につきましては、本年度だけでなく、昨年度から続いているものですが、応札者がなく不調となったものです。応札者がいない理由については、いろいろと考えられますが、工事業者が民間の工事を含めた工事の選定を行うなかで市が入札時に提示した予定価格に対して業者の積算との折り合いがつかない、あるいはトイレ洋式化工事の場合、元請は管工事業者ですが、電気工事や建築工事業者との調整を行いながら施工する必要があるなど手間がかかることから敬遠された、または年度後半で忙しい時期にある等が考えられます。

最後に太陽光発電導入事業ですが、電気料金の軽減ということもありますが、設置には多くの費用がかかりますので、採算面ということよりも、東日本大震災以降の自然エネルギーを使う環境教育という面から導入を進めているところであります。

後藤学校給食センター所長：美郷台小学校学校給食共同調理場増築事業の今後の見通しについてですが、本日の午前中も市都市計画課が県都市計画課へ協議に行っていました。その概要を聞いたところ、県都市計画課の見解は、美郷台小学校の敷地部分の用途地域を見直し、準工業地域等の工場の建築可能な用途地域にし、かつ、工場でも学校給食共同調理場以外は建築できないという内容の地区計画を定めることで対応できるのではないかといいました。仮にこの手法で進めた場合、様々な手続きが順調に進む前提となりますが、今年の秋頃には用途地域見直しのパブリックコメントを行い、平成30年春頃には、用途地域見直しの手続きが完了する見通しだと聞いております。まだまだ紆余曲折があるとは思いますが、見通しが立ちつつあるものと考えております。

小川委員：平成30年度中には工事に着手できるということでしょうか。

後藤学校給食センター所長：用途地域の見直し等が完了するなどの前提条件が整えば、可能になるのではないかと考えております。

福田委員：用途地域の見直しは市でできることですか。

後藤学校給食センター所長：市が県の同意を受けて決定するものです。

高木委員：運動公園等整備事業ですが、中台運動公園陸上競技場は成田市のメイングラウンドになるものです。オリンピックも近づいている中で、施設はだいぶ老朽化していますので、外観も含めて、できれば大規模な改修をすべきだと思います。トイレの扉が閉まりにくいところもあったと思いますが、改修にあたっては、是非、使いやすくて見栄えのいい施設にしていきたいと思います。

大矢生涯スポーツ課長：今回の工事では、外壁塗装も行う予定です。観客席の防水工事、給排水設備の改修、トイレの洋式化を行います。また、トイレの改修では、男子トイレで背の高い外国人の利用を想定して小便器の改修も行います。現在、市では施設全体の老朽化が進むなかで、既存施設を有効利用して長寿命化を図る方針としております。施設の姿自体は変わりませんが、きれいでより良い競技場にしてまいりたいと考えております。

高木委員：太陽光発電導入事業についてですが、財源として国庫補助もあると思いますが、市からの一般財源の持ち出しもあると思います。現在、市内では何校に導入されておりますでしょうか。また、売電しているのでしょうか。

篠塚学校施設課長：財源につきましては、補助金に加えまして、起債を充てております。導入済みの学校ですが、今年度までで小学校4校、中学校2校となっております。また、売電は実施しております。

高木委員：売電しても大きな金額ではないと思いますが、果たしてこれだけの予算を投入して行う価値があるのでしょうか。先ほど、環境教育というお話がありましたが、設備の耐用年数もありますので、数十年後には、また改修費用がかかることになります。うちの施設にも太陽光発電設備を付けておりますが、冬の間の売電費用は1,500円程度の僅かなもので、十数年後には設備の耐用年数が来て、また数千万円の出費があると思うと導入が本当にプラスになっているのか疑問に感じるところがあります。

篠塚学校施設課長：先ほどの繰り返しになりますが、東日本大震災を契機とする自然エネルギーの見直しということ、また市の環境対策としても公共施設にはできるだけ太陽光発電設備を導入するという考え方があります。また、こうしたことを受けて教育委員会で策定した「輝くみらいNARITA教育プラン」においても整備を進めることとしております。限られたエネルギーを大切にする、CO2を削減する、こうした環境教育の観点から導入を進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

福田委員：運動公園に話を戻させていただきますが、先ほど観覧席の防水工事の話がありましたが、現在の施設は観覧席の屋根は中央部分しかないと思いますが、観覧席全体に屋根を設置することはできないのでしょうか。

大矢生涯スポーツ課長：今回の改修工事では、観覧席の屋根の工事は見込んでおりません。観覧席の屋根工事につきましては、後年度に計画をしておりますが、施設の構造上、全面に設置するのは難しいのではないかと思います。

福田委員：雨天時や暑い日の日よけのためにも、観客席全体の屋根が必要だと思います。観客の健康につながるものですので、是非、屋根を検討していただきたいと思えます。

議長：その他、何かございますか。

特にないようですので、議案第1号「平成28年度3月補正予算要求書（教育費関係予算）の提出について」を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。挙手全員であります。よって、本案は承認されました。

議案第2号 「工事請負契約の締結について（成田市立久住中学校増築棟4級併行防音工事（建築工事）」

篠塚学校施設課長：

本案は、久住中央地区の宅地分譲による生徒数の増加に伴い、平成30年度に教室の不足が見込まれるため、久住中学校の増築校舎を建築するものでございます。

本工事につきまして、1月27日に電子入札システムを利用した、総合評価落札者決定方式、制限付き一般競争入札を執行したところ、3者による入札の結果、株式会社ナリコーが3億4,408万8千円をもって落札いたしましたので、同社と請負契約を締結しようとするにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるよう市長に申し入れるものでございます。

次に、工事概要ですが、2ページの配置図をお開き願います。図面の右上が北方向となりまして、既存校舎の南側の一段低い場所に増築校舎を建築し、既存校舎の1階と増築校舎の2階を接続いたします。3ページをお開き願います。増築校舎は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積1,188平方メートル、普通教室7教室や教育相談室を整備します。

4ページをご覧ください。2階部分ですが、既存校舎と廊下で接続し、増築校舎に昇降口を設置するとともに、小荷物専用昇降機や配膳室を設置します。

5ページが立面図となりまして、下から2段目の東側立面図は、プール方向から見た姿となりまして、低い場所がグラウンドの高さ、高い場所が既存校舎の高さを示しております。

6ページをご覧ください。既存校舎の平面図です。上段が改修前、下段が改修後ですが、1階部分の昇降口を増築校舎と接続する廊下とし、教室数の増加に伴い配膳室を広げることになります。次に7ページが2階の平面図になります。職員室、校長室となっているところを職員室とし、隣の普通教室部分に校長室や会議室を設けます。工事につきましては、本年度と来年度で実施し、平成30年度から使用できるよう整備するものでございます。

《議案第2号に対する質疑》

佐藤委員：契約の相手方となる株式会社ナリコーは、これまでも校舎増築工事等の実績はあるのでしょうか。

また、契約金額である約3億4千万円というのは、低すぎることはない妥当な金額と言えるのでしょうか。

篠塚学校施設課長：株式会社ナリコーは、大規模改造工事を含めて、学校施設の工事の施工実績は豊富ですので、今回、生徒がいる中での工事となりますが、問題なく施工いただけるものと考えております。また、今回の工事は総合評価方式による制限付き一般競

争入札という手法をとり、施工実績や工事成績等による技術評価点と入札金額による価格評価点を合算して、最高点であった業者を落札者として決定しております。今回の落札者である同社の入札価格は、予定価格の90%でしたが、応札のあった3者のうちの最低価格ではありませんでした。もっと低い金額の入札を行った業者もありましたが、技術評価点の高い同社が落札者となったものであり、今回の工事においてもしっかりと施工していただけるものと考えております。

小川委員：6教室増えるということで、各学年2クラス増になるわけですが、この地区の生徒数のピーク時にも、プレハブ校舎を建てることなく、今回の増築校舎で足りるということでしょうか。

篠塚学校施設長：本地区の宅地分譲はまだ進んでいるわけですが、現状の未就学児まで含めた見通しの中でも、教室数は足りるものと考えております。

高木委員：普通教室の配置ですが、既存の校舎に4室、増築校舎に7室になると思いますが、学年区分の配置で不便はないでしょうか。

篠塚学校施設長：職員室の配置や教室数につきましては、学校と協議して決めさせていただきましたが、運用につきましては、学校において実態に合わせてご検討いただきたいと考えております。

議長：その他、何かございますか。

他にないようですので、議案第2号「工事請負契約の締結について（成田市立久住中学校増築棟4級併行防音工事（建築工事）」を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は承認されました。

議案第3号 「平成29年度使用副読本（市費負担分）の採択について」

《審議結果》

可決

議案第4号 「学校医及び学校歯科医の委嘱について」

中條教育指導課長：

現在の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の任期は平成28年4月1日から平成30年3月31日までであります。ご都合により欠員及び任期の変更が生じたので、ご提案させていただきます。

委嘱につきましては、成田市医師団及び印旛郡市歯科医師会成田地区からご推薦をいただき、それをもとに委嘱者の案を作成いたしました。まず(1)の欠員が生じたことによる委嘱ですが、学校歯科医の岡田孝歯科医師がご本人の申し出により退任されることから、現在、岡田孝歯科医師にご担当いただいている向台小の後任として、栗田隆史歯科医師、久住中学校の後任として大野康史歯科医師に担当を変更するものです。また、2ページをご覧ください。(2)退任及び担当校の変更による委嘱ですが、橘昌孝医師がご本人の申し出により退任されることから、山本陸三朗医師に、新たに14校を担当していただきたいと考えております。また、これにより橘昌利医師の担当校を一部変更いたします。続いて3ページです。始めに(4)の退任によるものですが、学校医の石原輝昭医師が体調不良により退任されることから、現在、石原輝昭医師にご担当いただいている成田中の後任として、櫻田正也医師に担当を変更するものです。次に(3)任期の変更に戻りますが、大須賀小学校の吉田博美医師の任期を平成29年4月1日から平成30年3月31日までに延長いたします。

以上、委嘱の期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとなります。最後のページの一覧表に変更のあった医師については太字で記載してありますのでご確認ください。

《議案第4号に対する質疑》

高木委員：担当校はどのように決めているのでしょうか。

中條教育指導課長：原案については、医師団で作成していただき、学校の規模、生徒数や病院との距離等を考慮した中で、教育委員会指導主事と協議して決めさせていただいております。

小川委員：退任に伴う担当校の変更で、橘昌利医師の担当校はどのように変わりましたか。

中條教育指導課長：詳細な変更校は手元の資料にはありませんが、橘昌孝先生の退任に伴い、その部分を新任の山本陸三朗先生にお願いし、橘昌利先生がかなりの校数を担当していただいていたので、その一部を山本陸三朗先生にお願いすることで、担当校の変更が生じたものです。

小川委員：耳鼻咽喉科の先生が少ないことから、橘先生の負担について心配しておりましたので、多少改善されたようで良かったと思います。

福田委員：学校医は、基本的に市内の医師にお願いするものですか。

中條教育指導課長：成田市では、すべて市内の医師にお願いできますが、不可能な場合には他市町村の医師にお願いすることもあります。

議長：その他、何かございますか。

特にないようですので、議案第4号「学校医及び学校歯科医の委嘱について」を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は承認されました。

《一旦、非公開を解く》

議案第5号 「成田市就学援助費支給規則の一部改正について」

江邨学務課長：

平成29年度要保護児童生徒援助費補助金の国庫補助予算単価について、新入学児童生徒学用品費を増額する予算案が示されました。これは入学時に必要なランドセル代や制服代などの費用として支給されるものですが、実際に必要となる額に対して十分ではないとの指摘がありました。そこで、今回、国は生活保護の入学準備金の給付額を踏まえ、それと同額になるように、現行の小学校20,470円を40,600円に、中学校23,550円を47,400円にそれぞれ約2倍の額に増額することです。本市ではこれまでも国の予算単価に合わせ

て、準要保護児童生徒に係る就学援助費を支給しておりますことから、今回も国と同様に新入学児童生徒学用品費を増額しようとするものです。

《議案第5号に対する質疑》

高木委員：就学援助費を増額していただけるのは、とてもありがたいことだと思います。今回の改正内容とは違いますが、入学前に新入学児童生徒学用品費を支給している他市町村があるということをお聞きしたのですが、成田市ではできないものでしょうか。

江邨学務課長：入学前の支給につきまして研究したことはあるのですが、現状の予算の組み方と学校の支給システムでは難しいものと考えております。

高木委員：中学校進学時には多くの金額がかかりますし、また小学校から中学校に進学する場合には、対象者も把握できているはずなので、入学前の支給について将来的に検討していただけないものでしょうか。

伊藤教育総務部長：学務課長の説明のとおりですが、新年度の予算を前年度である3月に執行するわけにはいきませんので、3月に支出するためには、前年度に予算を組んでおく必要があります。本市では、申請をいただいた後、なるべく早く、5月には支給できるように努力しているところです。

関川教育長：規則改正にあたりましては、教育委員会事務局内でもいろいろと議論をし、調整を図ったところですが、今回はそこまで踏み込めなかったというところです。

小川委員：国の基準に合わせて、成田市も増額するということですが、入学用品の購入はこの支給額で足りるものですか。

関川教育長：実際のところ、この金額では足りないと思います。しかしながら、国の要保護児童生徒の基準額を超えて支給するわけにはいきませんので、国の基準額に合わせるということです。

福田委員：制服代等ということですが、まず、各家庭で購入してもらって、後で支給するということでしょうか。

江邨学務課長：そうした運用を行っている学校が多いと思います。

議長：その他、何かございますか。

特にないようですので、議案第5号「成田市就学援助費支給規則の一部改正について」を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は承認されました。

議案第6号 「成田市立学校職員の人事評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱について」

江邨学務課長：

新しい人事評価制度の概要については、本年度の教育委員会会議5月定例会において、報告させていただいたところでございます。学校では本年度から新しい評価制度による自己申告や面談が実施されております。そしていよいよ3月1日を基準日として、評価が行われることとなります。そこで今回は、評価後に苦情等があった場合の取り扱いについての規定をするために、成田市立学校職員の人事評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱について提案するものです。

資料の2ページ以降の新旧対照表により説明をさせていただきます。まず、名称の「成田市立小中学校職員」を、本年4月から小中学校に加え、義務教育学校ができることから、「成田市立学校職員」とします。また、県では業績評価と能力評価を合わせて人事評価とすることから、「業績評価」を「人事評価」とします。次に、第1条では、「千葉県教育委員会が定める市町村立学校に勤務する管理職員を対象とした業績評価実施要領及び市町村立学校に勤務する職員を対象とした業績評価実施要領に基づき、成田市立小中学校に勤務する職員を対象として行う業績評価について」の部分を「千葉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則に基づいて実施する人事評価について」に改めます。これは県が定める実施要領が規則に変更されたことによるものです。第2条では、「公立学校職員の業績評価開示要領」を「公立学校職員の人事評価開示要領」に、「業績評価書の総合評価」を「目標申告シートの業績総合評価又は職務能力発揮シートの能力総合評価若しくは総合評価」と変更します。続いて第3条第1項第1号では、説明

を受ける二次評価者について「校長、副校長、教頭にあつては評価者」とあつたものを、「校長、副校長、教頭にあつては教育長が指定する者を含む」といたします。同条第2項では、評価について納得できない職員において「校長を除く」と規定されておりましたが、改正案では校長も含むものとししました。3ページになりますが、前のページと、同様の変更になりますので、主だった部分のみの説明とさせていただきます。第4条の申出の期間では再説明を「受けた日から10日以内に」とあつたものを「受けた後、校長、副校長及び教頭については当該年度の3月31日までに、校長、副校長及び教頭以外の職員については当該年度の同月20日までに」というように、県にならって申出書提出の期間について、管理職と管理職以外の職員でずらしで定めております。4ページでは、第7条第4項の「委員は教育指導課長、学務課主幹の職にある者をもって充てる」を「委員は教育指導課長、学務課主幹以上の職にある者のうちから委員長が指名する者をもって充てる」と改正します。これは人事異動等にともない、主幹だけではなく、課長補佐、副参事等の職員が配属される場合もあることから、これに対応しようとするものです。また、6ページの附則ですが、この要綱は平成29年3月1日から施行するものとしております。最後に7ページですが、平成29年4月1日から機構改革に伴いまして、教育委員会の組織も変わり、教育総務部長の職が教育部長になりますので、そのための改正を行うものです。以上でございます。

《議案第6号に対する質疑》

福田委員：第3条第1項の「教育長が指定する者」とありますが、これはどういう方になりますか。また、第7条の苦情審査委員会の構成はどのような方でしょうか。

関川教育長：第3条第1項の「教育長が指定する者」ですが、例えば私が海外出張等で不在となり職務を行えない場合に、教育総務部長、あるいは学務課長を指名する場合などが考えられます。

江邨学務課長：苦情審査委員会の構成ですが、委員長は教育総務部長、副委員長は学務課長で、委員は教育指導課長及び学務課の主幹以上のうちから委員長が指名する職員となります。

高木委員：改正内容についてはありませんが、苦情というのは具体的にいうとどういうもの

でしょうか。

江邨学務課長：教職員が二次評価者の行った評価内容に納得できずに異議を申し立てることに
ついて苦情として定義しております。

関川教育長：人事評価制度において、評価結果を給与に反映させるという大事な要素を含んで
おりますので、この制度を施行した際に、評価を受けた職員が、受けた評価に対する
苦情を訴える機会がこれまで以上に増えることが見込まれることから、こうした規定
を設けています。

小川委員：給与へ反映するということですが、賞与の勤勉手当部分だけでしょうか。

江邨学務課長：勤務手当だけではなく、昇給にも反映いたします。

関川教育長：配付資料の中の新しい人事評価制度のパンフレットにも記載されておりますが、
校長、副校長、教頭は平成29年度の評価結果が、翌年度の給与等に反映し、その他
の職員は平成30年度の評価結果が翌年度の給与等に反映します。

福田委員：開示というのは、請求してはじめて行われるものでしょうか。

江邨学務課長：「業績総合評価」と「能力総合評価」はS、A、B、C、Dの5段階で行いま
すが、評価者がC、Dの評価をした場合には必ず開示しなければなりません。一方、B
以上の評価の場合には、評価を受けた職員が請求しなければ開示はされません。

小川委員：評価の段階ごとの割合は決まっていますか。

江邨学務課長：校長は、絶対評価を行った「業績総合評価」と「能力総合評価」を基に、校内に
おける相対評価を行うことになっております。校内での相対評価の割合が示されてお
りまして、一般の職員では「優秀」の評価は30%以内、それ以外を70%とします。

小川委員：Sという評価もあるようですが。

江邨学務課長：5段階評価のSにあたる評価は校長のみが適用されるもので、「特に優秀」という区分で5%以内となります。次いで「優秀」が20%、残りの75%が「良好」「努力が必要」「かなり努力が必要」という評価になります。

小川委員：副校長以下では「特に優秀」という評価はないということでしょうか。

江邨学務課長：そうです。相対評価で行う総合評価の基準といたしましては、校長のみが適用されるものです。

関川教育長：例えば、小さい町で、学校が3校しかない場合には、校長が3人ですので、1人に特に優秀をつけた時点で33%を占めることにはなりますが、それは問題ないのでしょうか。

江邨学務課長：学校数が少ない場合の対応については、把握できておりません。

関川教育長：また、例えば優秀な教員が多い学校では、他校では優秀にあたる職員でも良好の評価結果になり、これが給与に反映されるとすれば不公平になると思われませんが、いかがでしょうか。

江邨学務課長：この制度は、そういうシステムになっております。

小川委員：一般の職員において、「良好」「努力が必要」「かなり努力が必要」の評価の合計が70%ということですが、「努力が必要」や「かなり努力が必要」の評価はつけなくてもいいのですか。

江邨学務課長：通常では、「努力が必要」や「かなり努力が必要」の評価はつきにくいものと考えられます。

議長：その他、何かございますか。

特にないようですので、議案第6号「成田市立学校職員服務規程の一部改正について

て」を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は承認されました。

(2) 報告事項

報告第1号 「小学校の立木枝折れに伴う損害賠償について」

報告第1号は、「成田市教育委員会会議規則第20条第1項」の規定により非公開により報告を受ける。

《これより非公開》

報告第1号「小学校の立木枝折れに伴う損害賠償について」

篠塚学校施設課長：

小学校の立木枝折れに伴う損害賠償についてご報告申し上げます。事故の概要ですが、昨年8月22日午後3時ころ幸町972番地において、台風9号の影響により、成田小学校敷地内の立木の枝が折れ、隣接する法面下にある家屋に枝が落下し、屋根を貫通させたものです。

事故発生時の対応といたしまして、22日の午後3時過ぎにお住いの方からの連絡を受け、状況確認に向かうとともに、雨漏りの対応として、同日夕刻には室内にブルーシートで養生を行いました。翌23日午後には、屋根から雨が入らないよう、貫通させた枝等の除去及び屋根の養生を行い、応急対応を完了させました。幸いなことに人的な被害はありませんでしたが住宅が被害を受け、ご高齢の方が単身で住まわれているということで、23日から市内の福祉施設にショートステイをされました。その後ショートステイの延長ではなく、正式に入所され、現在もその施設にいらっしゃると伺っております。

市といたしましては、台風が来ることは想定されたことや、成田小学校の樹木が家屋に被害を与えたことから、被害者に対し賠償すべきものと考え、その費用について相手の方と現在協議中でございます。賠償額の協議がまとまりましたら、法令等に従いまして、市議会への報告などの対応を行ってまいりたいと考えております。

《報告第1号に対する質疑》

特になし

<非公開を解く>

報告第2号 「大栄地区小中一貫教育校校名等について」

鬼澤教育総務課長：

大栄地区小中一貫教育校につきましては、現在、地元の大栄地区小中一貫教育準備委員会でいろいろ協議を進めているところであり、先日2月2日に本年度2回目の会議が開催され、校名や校章等について協議されましたので、その結果について幾つかご報告させていただきます。

まず、校名案の選定ですが、お手元のA4横の資料をご覧ください。校名案につきましては、昨年4月に募集し、63件の校名の中から準備委員会の委員の皆様からの投票、また、市長や教育委員の皆様の見解等を経て資料のように4件に絞り込み、これを最終的に準備委員会で協議していただき、その結果、「大栄みらい学園」に決まりました。

協議の過程では、まず『大栄』という地名をつける」という方針が確認されました。意見の中には、自分の子供は成田で生まれ成田で育っているので大栄にはこだわらないという意見もありましたが、やはり大栄への思い入れを持つ委員の方が多く、大栄を付けることになりました。その後、「小学生でも書きやすいように『ひらがな』を入れた方が良い」あるいは、「校長先生から子供たちに名前の由来を伝えることができるように、学校への思いが込められた名前が良い」などの意見が出され、最終的には賛成多数で『成田市立 大栄みらい学園』に決定いたしました。今後は、庁内での所要の手続きを経た後、地元の方へ周知するとともに3月議会で報告をいたします。

なお、開校年度が確定し、設置条例等が整備されるまでは、「仮称」という扱いとなります。

次に、制服・校章についてです。資料はございません。まず制服についてですが、大栄地区の小学校の中で、唯一、桜田小学校が1年生から制服を着用しており、新しい学校ではどうするか、前回の準備委員会で検討事項として提起しておりました。その後、生徒指導部会の検討において、「小学校1年生からの制服着用が良い」との意見が出され、教育委員会事務局内でも検討をいたしました。制服着用のメリット、デメリットを勘案の上、新しい学校でも1年生から制服を着用し、児童生徒の一体感を出すのも良いのではないかと、提案いたしました。また、説明の中では、制服着用となった場合には、近隣の学校にはない、「大栄みらい学園」の大きな特徴となることや、どのような制服にするかは方針が決まった後に協議をしていく旨も説明し、

ご意見を伺ったところ、委員の皆様からの反対意見はございませんでした。今後は、「1年生から制服着用」に向けて検討を進めていくこととします。ただし、部会報告の中にもあったことですが、地区の方の意向も確認する必要があることから保護者アンケート等を実施しながら、最終的な結論を出すこととなります。

次に、校章についてですが、今回の校名と同様に公募で行うということも考えられますが、相当程度の時間がかかってしまうことや選定が難しくなること、また、ある程度絵心がある人が作成した方が良いのではないかな等の観点から「大栄中学校の美術の先生や、先生の指導の下、美術部の生徒にも手伝ってもらい、たたき台となる案を幾つか出してもらってはいかがか」との提案をし、ご意見を伺ったところ、委員の皆様からの反対意見はございませんでしたので中学校にお願いすることといたしました。なお、大栄中学校の渡邊校長からは、「是非お願いしたい」との言葉もいただきました。

最後に学年区分です。学年区分につきましては、専門部会からも今後の検討の中で様々な面で影響が出てくるので早めに決めたいとの話もあり、議題としました。

現在、下総みどり学園では4-3-2の区分で運用しており、相応の成果が出ていること、また、「子供たちの身体的発達の早期化への対応」や「中1ギャップへの対応」等を考慮すると、教育委員会事務局としては4-3-2が望ましいと考えている旨を説明し、大栄みらい学園についても、4-3-2の学年区分とすることを決定しました。

以上、大栄地区小中一貫教育校校名等についての報告を終わりにいたします。

《報告第2号に対する質疑》

佐藤委員：個人的な見解となりますが、“だいえい”ではなく“たいえい”という特殊な読み方や、成田市になって10年以上過ぎて生まれてくる子どもたちにとって、大栄はかならずしも故郷ではないと思います。未来に目を向けた時、新しい学校名には成田を冠するのが適当ではないかと考えておりましたが、準備委員会の中で多くの皆さんが賛同したのであれば、よろしいかと思えます。また、制服などについても、皆さんが支持された方向でいいと思います。ただし、校章につきましては大栄中学校だけに任せずに、他の学校の美術の先生もおいででしょうし、大栄地区内にお住いの先生で絵心のある方はいると思いますが、いかがでしょうか。

鬼澤教育総務課長：校名につきましては、誤読されるおそれがあることや、これから入学して

くる子どもたちは、成田で生まれ育ってきたという、佐藤委員のお考えにつきましては、ご報告させていただいたところですが、協議結果はこのようになりました。また、校章につきましては、大栄中学校の美術の先生はこうしたことに特に長けているというのを伺っておりましたし、また、大栄中学校の校長先生からは、今の生徒は新しい校舎には入れないが、新しい学校に何かを残したいという思いがあり、校章の原案を作れるのであれば、喜んで引き受けたいとお話がありましたので、お願いしたいと考えております。

福田委員：制服についてですが、市内の中学校は成田市独特のグレーの制服が多い中で、下総みどり学園は他校と違っていいと思っていましたが、視察させていただいた品川学園の制服に比べると、もう少し研究した方が良かったと感じました。大栄みらい学園が1年生から制服を導入するというのであれば、選定にあたっては十分に研究していただいて、着やすく、また洗練した制服にしていきたいと思います。

関川教育長：下総みどり学園の制服は、下総中学校の制服をそのまま使用しています。なお、準備委員会での議論について、補足させていただきますと、校名は大栄みらい学園に決まったわけですが、大栄幼稚園の代表者の方のように大栄にこだわる必要はないというご意見もありました。年代によってもいろいろな考え方があるということを実感いたしました。かなりの時間をかけて議論していただいて決定したものですので、これを大事にしまして、この校名の提案理由を十分に説明し、地域の皆様にもご理解いただきたいと思います。また、制服につきましては保護者アンケートも行いますが、福田委員のご意見も踏まえて検討させていただきます。

報告第3号 「大栄地区小中一体型校舎建設事業について」

篠塚学校施設課長：

大栄地区小中一体型校舎建設事業についてご説明させていただきます。

先月の教育委員会議において、来年度当初予算の中で工事費を計上させていただきましたが、ここで改めて事業についてご説明申し上げます。資料の1枚目が施設の概要、2枚目が計画配置図、3枚目が来年度に工事の実施計画図です。まず、本年度に実施いたしました工事についてですが、資料の2ページをお開き願います。

図面の左側が北方向となりまして、昨年6月に敷地西側部分の市道馬洗鹿股線の現道拡幅工事に着手しまして、中学校の正門から北側部分について、延長224m、幅員9.5mの歩道付き道路を整備いたしました。また、敷地の北西角のバスロータリーから東側に延びる通路につきましても、延長157m、幅員9.5mの歩道付き道路として整備いたしました。これらの道路につきましては、拡幅部分を含めて成田市道としての認定手続きを進めているところです。中学校の敷地内の部分ですが、本格的な建設工事の準備工として、真ん中の駐車場82台と書かれているところですが、プールの跡地に仮テニスコートと仮駐車場を整備し、本年度の工事につきましては、予定どおり実施することができました。

次に、実施設計についてですが、これまでにいろいろと協議や検討を重ね、計画が固まりましたので、現在、工事を実施するための開発許可申請を行っておりまして、新年度予算の議会の議決をいただくとともに、開発許可の交付がありましたら、工事に着手する予定でございます。また、施設の概要といたしましては、1ページをご覧ください。敷地面積6万3,979平方メートル、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建て延べ床面積1万4,000平方メートル、各種教室や管理諸室を備えた校舎、大小2つのアリーナ、プレイルーム2室を設けた児童ホーム、その他、グラウンド関係、駐輪場、バスロータリー、雨水調整槽、駐車場、防火水槽などを設置するものです。学校施設であるほか、学校開放による地域施設としてご利用いただける施設となります。

次に、来年度の工事計画ですが、資料の3ページをご覧くださいと思います。赤と青で着色しているところが、来年度の工事エリアです。主な工事としまして、まず青い部分のメイングラウンドの地面を掘削し、地下に雨水を溜めるため、6,000立方メートルの雨水調整槽を設置しますが、大がかりな工事となるため、赤く着色している部分を工事エリアに含んで工事を実施する計画でございます。工事の実施時期につきましては、できるだけ早く始めたいと考えていますが、発注の準備期間を考慮しますと、7月頃に着手し、約8か月の工事期間になるものと考えております。引き続き、上部のグラウンドの整備などを平成29年度から平成30年度にかけて実施する計画でございます。さらにその先となりますが、校舎・体育館部分の造成を行い、平成31年度と平成32年度で校舎・体育館の建築工事や周辺の外構工事を計画しております。まだ本格的な工事に着手しておりませんので、現段階としては平成33年度の開校を目標としてまいりたいと考えております。その後、既存の中学校校舎の解体や多目的練習場などの整備を行いまして、平成34年度に完了する計画でございます。

最後に、来年度から本格的な工事が始まりますので、大栄中学校とも十分に協議を行い、生徒の安全を第一に工事を進めてまいります。

《報告第3号に対する質疑》

福田委員：地下調整槽というのはどの学校にもある設備でしょうか。

篠塚学校施設課長：どこの学校にもあるものではございません。今回の工事では新しい建物を建てるにあたって一定の規模を超える面積の土地の区画形質の変更を行うことから、開発協議を行っておりますが、区域外に雨水を一度に排出することを抑制するために、敷地内に雨水を調整する機能を持たせることが義務付けられており、そのために整備するものです。

佐藤委員：地下調整槽は防火水槽も兼ねているのですか。

篠塚学校施設課長：防火水槽は別に設置します。これは、雨が降っていないときは空になりますので、防火水槽にはなりません。雨水が一度に敷地外に流出するのを調整するものです。

小川委員：中央部分の駐車場が82台とありますが、ここは舗装されますか。また、普段から使用されるのでしょうか。

篠塚学校施設課長：舗装する予定です。使用方法については、基本的には学校で考えていただくこととなりますが、例えばテニス部の練習等いろいろな活用が考えられると思います。

報告第4号 「平成28年度第2回学区審議会の報告について」

江邨学務課長：

資料の1ページをご覧ください。2月7日午後3時から、今年度第2回目の学区審議会を開催いたしました。今回は、議案1件と、報告事項1件の対応となりました。

まず、「議案第1号 義務教育学校設置に伴う指定学校変更・区域外就学許可基準の変更について」ですが、平成29年度から、新たに義務教育学校としての「成田市立下総みどり学園」

が誕生するため、これに対応するための文言の整理等を行うものです。具体的には、これまで「成田市立小学校及び中学校」としていたものを「成田市立小学校、中学校及び義務教育学校」という文言に変更、「成田市立小中学校」としていたものを「公立学校」という文言に変更、「小学校」としていたものを「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」という文言に変更、「中学校」としていたものを「中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）」という文言に変更、「小学生」としていたものを「小学生（義務教育学校の前期課程の児童を含む。）」という文言に変更するといった対応を行うものです。お手元の資料の4ページから6ページに示したものが、改正内容を反映したものとなっております。朱書及びアンダーラインで示した部分が改正したところです。なお、承諾期間の欄の「卒業まで」という表記の下に（注）と書かれているものについては、資料6ページ中ほどの朱書の部分をご覧ください。「（注）義務教育学校の前期課程の児童に適用する場合において、当該児童が当該義務教育学校の後期課程に進級するときは、当該児童の保護者から別段の申出のない限り、この表の要件4－（3）を適用し、引き続き指定学校の変更を承諾するものとする。」というものです。この要件4－（3）とは「小学校において指定学校変更を承諾された児童が、引き続き変更後の小学校区を学区とする中学校に就学を希望する場合」には、これを許可するというものです。委員の皆様からは、資料の2ページに記載したように、いくつかの質問が出され、一部文言の修正が必要な部分はありませんでしたが、全会一致で提案の趣旨に賛同するとの答申を得ることができました。

続いて「報告第1号 指定学校変更・区域外就学の状況について」ですが、平成28年度4月1日から1月19日までに指定学校変更や区域外就学の手続きを行った人数と、来年度の部活動による指定学校変更の受理件数について報告をさせていただきました。指定学校変更は、合計209名で、その内訳は小学生が112名、中学生が97名です。区域外就学により、他市町から本市の学校への転入者は57名、本市から他市町の学校への転出者は32名という状況も合わせて報告をいたしました。また、平成29年度入学予定者で部活動による指定学校変更を行う生徒は、6名であるという報告をいたしました。なお、委員の皆様からは、3ページ記載した質問や意見をいただきました。

《報告第4号に対する質疑》

小川委員：部活動による指定学区の変更は、少なくなってきたようですが、どんな部活動がありましたか。

江邨学務課長：来年度の予定ですが、具体的に申し上げますと成田中学校から西中学校の柔道部へ1名、久住中学校から遠山中学校の剣道部へ1名、西中学校の柔道部へ1名、下総みどり学園の陸上部へ1名、吾妻中学校から西中学校の水泳部へ1名、玉造中学校から中台中学校のバスケットボール部へ1名という状況となっております。

福田委員：資料の3ページで新山小学校と加良部小学校の内容で、指定学校変更により人数が増えていることに驚いたと記載されておりますが、これは新山小学校のことでしょうか。

江邨学務課長：そうです。本年度、指定学校変更でもっとも児童数が増えたのが、新山小学校で18名でした。

福田委員：なぜでしょうか。

江邨学務課長：新山小学校は隣接する学区が広い学区であり、新山小学校の方が近いという家庭が多いのが大きな理由ではないかと考えております。

関川教育長：成田小学校の学区であっても、より近い新山小学校の方が通いやすい場合があります。

福田委員：アンケートを行ったことがあり、新山小学校の児童数が少ないことが問題視されていたとありますが、その後の状況はどうでしょうか。

江邨学務課長：直ちに学区の変更が必要な状況ではないということを報告させていただいておりますが、その後に具体的なご意見等はいただいております。

関川教育長：加良部小学校は数年後に児童数が減少してまいります。そういう中で、今、新山小学校と加良部小学校の学区の変更等を行う必要はないのではないかとというのが、我々の見解です。

報告第5号「成田市文化振興マスタープラン（案）について」

田中生涯学習課長：

文化振興マスタープランの骨子案につきましては、平成26年3月に、教育委員会会議にてご報告したもので、「第2次生涯学習推進計画」におきまして、文化振興マスタープランの策定を含んだ、文化芸術活動の推進を掲げており、策定に向け進めております。平成25年度に、文化芸術振興に関する市民意識調査を8月に実施、その結果を踏まえ、平成26年度に文化振興マスタープラン骨子（案）を取りまとめ、第1回の策定委員会を開催しました。その後、議会報告、パブリックコメントと行いまして、平成27年につきましては、平成28年度策定の成田市総合計画と整合性を図るため、内容の精査を行いました。平成28年は、各種会議に提案し、策定に向け進んできたところをございまして、本日は、その文化振興マスタープラン案につきましてご報告いたします。

案につきまして1ページめくっていただきますと、目次になります。全体の構成ですが、第1章として、マスタープラン策定にあたっての趣旨等を、第2章として、成田市の文化芸術振興についての動向や現状などを分析したうえで、市民の文化芸術活動の実態と意識ということで、市民意識調査の集計結果の概要を載せております。また、その市民意識調査から見えてきた課題をお示ししております。第3章として、プランの理念・基本目標、第4章として、施策の内容を記しております。骨子案では、「第3章プランの基本的な考え方」までお示ししておりました。今回の案につきましては、「第4章施策の内容と推進」ということで、基本目標の内容を肉付けする形となっております。27ページをご覧ください。プランの基本的な考え方になります。市民意識調査の中で見えてきた、本市の誇りとしてあげられる「歴史」、世界に通じる「国際空港」を柱に文化の振興を目指すということで、「時空をつなぐ心豊かな文化都市 成田～「歴史」と「未来」、「ひと」と「まち」が文化で交差するまちづくり～」とプランの理念を定めております。基本目標は、4つにまとめさせていただいております。「基本目標1 参加を促進する情報づくり」としまして、効果的に情報発信することが必要であるという考え方のもと、文化芸術関連情報の整備と文化のまちづくりをすすめる意識づけを記させていただいております。「基本目標2 活動の受け皿となる環境づくり」としまして、意識調査結果より、使い勝手の良い施設が求められていることから、利用できる日時の拡大や手続きの簡素化など、既存活動拠点の充実や整備を行う「活動拠点の整備」、と「利用しやすい施設づくり」に資する諸事業をお示ししております。「基本目標3 成田文化の継承と創造」としまして、文化振興の根本となる文化資源を維持継続すべく、(1)文化資源の保護と活用、高齢者やお子様連れの方、

障がいをお持ちの方や外国人の方等に配慮した環境づくりとして、(2) 市民主体の多様な活動の振興、更には、文化を次代につなげていくために、(3) 子ども・若者の育成、(4) 豊かな文化交流の促進に資する諸事業を展開する計画でございます。「基本目標4 文化芸術振興の体制づくり」としまして、文化関連団体の育成や支援、企業の文化振興への貢献活動の促進を行い、人材の発掘・育成・活躍の促進につなげること、また、行政単体では文化振興を達成することは難しいと考えますので、行政と文化芸術団体、教育機関、民間企業が一体となって、文化芸術振興体制の充実に資する諸事業を展開する計画でございます。

先日開催いたしました策定委員会では、子どもや若者などを取り込んだ文化振興を進めること、子どもの地域単位の活動を視野にいれること、文化財をデータ化すること、目標と評価指標を設定して計画の検証が行えるようにすることが必要である等のご意見をいただきましたので、それらの意見を検討し、パブリックコメント、議会報告と、策定に向け、進めさせていただく予定です。

関川教育長：ひとつ補足させていただきますが、27ページに「時空をつなぐ心豊かな文化都市 成田」とプランの理念を記しています。先日の策定委員会の中で、空港があることは大きな強みであるので強調したほうが良いとのご意見があり、「国際」を追加しまして、「時空をつなぐ心豊かな文化・国際都市 成田」に変更させていただく予定です。

《報告第5号に対する質疑》

小川委員：よくまとめられていると思います。文化芸術の発展に向けて市の取り組み方針が良くわかる内容となっています。ひとつ驚いたのは、市民意識調査の結果において、私の地元である台方の麻賀多神社の神楽を見たことがある一般の方が6.1%、携わってみたいと思っている方が1.6%もあり、多くの方に関心を持たれているということです。こうした統計的なデータを提示していただくと現状が良くわかります。こうした中で、文化芸術活動等の参加にあたり、「時間がない」「関心がない」という層をどのように取り込んでいくのかが、やはり課題に挙げられると思いますが、一方で、興味さえ持てば人は行動をおこすのではないのでしょうか。私の身内にも、好きな芸能人のコンサートがあれば全国どこへでも行ってしまおう者がいますが、興味、関心を持てば、時間があるうがなかろうが人は行動するものです。したがって、文化芸術のおもしろさや素晴らしいところ、感動的なことなどを知らしめていくことこそが課

題だと思います。第3章にプランの目標がありますが、これは数学でいう方程式ではないでしょうか。この方程式を解いていくことでレベルが上がっていく。方程式の式が間違っていないかどうかを常に検証しながら、進めていっていただきたいと思います。文化は人の心を豊かにするものです、是非、推進していただきたいと思います。

高木委員：このプランは素晴らしいと思いますので、プラン策定で終わらず、どう実現していくのが重要だと思います。今、世の中の芸術的なものは、進み、変わってきていると思います。昨年、茨城県で何度かチームラボという団体の活動を見る機会がありましたが、単に芸術を見せるだけではなく、芸術と科学とのコラボレーションがあるなど、大変おもしろいと思いました。芸術がその枠にとらわれず、心に訴えるものになっており、きっと若い人はひきつけられると思います。そういうことも考え合わせると、ただ集客のために美術展等を行うのではなく、芸術をどう捉えるか、どう時代に合わせていくかを考え、プラン実現のためにも、いろいろな方の意見を反映した方がいいと思います。このプランを市のどの部署が推進していくのかはわかりませんが、市民の持つ多様な情報を取り込んで、新しい形の、未来に向けた文化芸術の発想というものを成田市には持っていただきたいと思います。

また、教育委員会では、文化芸術に係るいろいろな事業をやっただいておりますが、子どもたちが小さな頃から文化芸術に触れる機会を増やしていただきたいと思っています。

佐藤委員：最近、学校教育の中では、総体的に芸術的な活動のウェイトが縮小する傾向にあると感じますが、こうした中であって学校を取り巻く周囲が、これを補完する意味からも成田市の文化的な風土を醸成していく必要があると思います。そのためにも、文化芸術の振興には力を入れていかなければならないと思いますので、よろしく願います。

福田委員：計画をたてるだけではなく、早期に実施していただきたいのが老朽化した文化施設の改修です。なかでも成田国際文化会館は建替えを検討いただけないのでしょうか。「歌舞伎のまち成田」として市のプロモーションを進めるのであれば、歌舞伎の上演に適した舞台を備えて、定期的に上演してもいいのではないのでしょうか。昨年9月の市川海老蔵特別舞踊公演を観させていただきましたが、興味はあってもチケットを取

れずに観覧できなかつた方も多かつたと聞きます。興味をお持ちの方は多くいると思いますので、文化芸術の振興のひとつとして、歌舞伎に力を入れていただいてもいいのではないのでしょうか。

関川教育長：各委員の皆様は文化芸術に関する強い関心をお持ちで、いろいろなご意見もいただきましたので、しっかりと受け止めていただきたいと思います。

6. その他

その他「成田国際文化会館の指定管理者の分社化について」

田中生涯学習課長：

1月の教育委員会会議で報告させていただきました、成田国際文化会館の指定管理者の分社化について、その後の経過を報告させていただきます。

会社分割による事業の継続性について、平成27年の選定時に提出されている事業計画書や収支予算書、市民の利用や文化会館職員の待遇等に変更がなく、親会社である株式会社KMHの連帯保証により事業の継続性に支障がないということを確認しました。また、弁護士相談を行った結果、会社分割が現在、市と指定管理者で結んでいる基本協定書には抵触しないということや、新設会社の設立が法人格の変更にあたるため、議決を得る必要があることを確認いたしました。

今後につきましては、2月13日に開催した公の施設指定管理者選定委員会、そして本日行われた庁議において承認されたことから、平成27年12月定例会の議決事項である施設の名称、団体の名称、指定期間のうち、団体の名称及び指定期間を変更することとし、株式会社ケイミックスパブリックビジネスの設立日は平成29年4月3日ではありますが、すでに株主総会、役員会を経て決定していることから、議決事項の変更の議案として、市議会3月定例会に提案することといたしますので、よろしくお願いたします。

《質疑》

小川委員：法的に問題がないということですが、株式会社ケイミックスパブリックビジネスが成田国際文化会館の管理運営をしていく上でも問題がなく、実質的には何も変わらない

いということよろしいですか。

田中生涯学習課長：そのとおりです。法人格の変更があるため、議会の議決等の手続きが必要になるものです。

秋山生涯学習部長：成田市が成田国際文化会館の指定管理を委託している株式会社ケイミックスという会社の中の、文化会館のような施設の管理を行っている部門を一つの会社として独立させることになりました。したがって、新たに独立した株式会社ケイミックスパブリックビジネスに対して、指定管理を委託するにあたりまして、団体の名称、指定期間が変更になることから、契約を締結するために市議会の議決を得ようとするものです。

7. 教育長閉会宣言